

書記官送達
R3年4月28日午前 | 時25分

令和3年4月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

所得税決定処分等取消請求控訴事件（原審・東京地方裁判所）

口頭弁論の終結の日 令和3年3月3日

判 決

控 訴 人

同訴訟代理人弁護士 平 尾 宏 紀

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被 控 訴 人

同代表者法務大臣 国 上 川 陽 子

処 分 行 政 庁 静岡税務署長 深田 良宏

同 指 定 代 理 人 江 原 謙 一

同 同 村 智 広

同 同 宮 脇 砂 子

同 同 住 田 和 彦

同 同 鷹 簠 直 矢

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 静岡税務署長が控訴人に対し平成29年3月8日付けでした原判決別紙処分目録記載の各処分（ただし、同目録8ないし12記載の消費税及び地方消費税に係る各決定処分を除く。）につき同目録「取消しを求める部分」記載の各部

分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

1 控訴人は、学習塾経営に係る事業所得及び不動産賃貸に係る不動産所得を得ていたにもかかわらず、平成21年から平成27年まで（以下「本件各年」という。）の分の所得税（平成25年から平成27年までの分については、復興特別所得税を含む。以下「所得税等」という。），本件各年の各課税期間（1月1日から12月31日まで。以下「本件各年課税期間」という。）分の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）につき、各法定申告期限（所得税等にあっては所得の生じた翌年の3月15日，消費税等にあっては各課税期間の翌年の3月31日）までに納税申告書を提出しなかったが、税務調査を受けた後、平成23年から平成27年までの分の所得税等についてのみ期限後申告書を提出したところ、静岡税務署長から、平成29年3月8日付けの原判決別紙処分目録記載の各処分（以下「本件各処分」という。）を受けた。

本件は、控訴人が、本件各処分のうち重加算税の各賦課決定処分は、国税通則法（以下「通則法」という。）68条2項（以下、通則法については、特に断りがない限り、平成28年法律第15号による改正前の条項を摘示するものとする。）の賦課要件を充足していないから、無申告加算税の額を超える限度で違法であり、また、本件各処分のうち同目録1, 7記載の各処分（平成21年分及び平成22年分の所得税等並びに平成21年及び平成22年の各課税期間分の消費税等に係るもの）は、通則法70条1項所定の期間制限である5年を経過した日の後にされたものであるから、違法であるとして、本件各処分（ただし、同目録8ないし12記載の消費税及び地方消費税に係る各決定処分を除く。）のうち同目録「取消しを求める部分」記載の各部分の取消しを求める事案である。

原審は、控訴人の請求を棄却したので、控訴人が原判決を不服として控訴した。

2 通則法の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張

通則法の定め、前提事実並びに争点及び争点に関する当事者の主張は、次とおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の1から5までに記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決2頁20行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「 通則法の定めは、次のとおりである。」

- (2) 原判決3頁21行目の「学習塾」の前に「[]」の屋号で」を加え、同頁23行目の「別表」を「原判決別表」に、同頁26行目の「貸し付け」を「賃貸し」にそれぞれ改め、以下、原判決中「別表」とあるのを「原判決別表」にいずれも改める。

- (3) 原判決4頁2行目の「並びに」を「、」に改め、同頁3行目の「不動産所得の金額」の次に「並びに総所得金額」を、同頁25行目の「各項目を」の次に「いずれも」を加える。

- (4) 原判決5頁7行目の「別紙」を「原判決別紙」に改め、以下、原判決中「別紙」とあるのを「原判決別紙」にいずれも改める。

- (5) 原判決6頁3行目の「につき」から同頁6行目の「基づくもの」まで及び同頁13行目の「につき」から同頁15行目の「基づくもの」までを、「の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき各法定申告期限までに納税申告書を提出しなかった」にいずれも改める。

- (6) 原判決9頁7行目の「訪問しなかった」を「訪問せず申告手続を怠った」に改める。

- (7) 原判決9頁9行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「 控訴人は、一定の所得がある場合には所得税等及び消費税等につき確定申告をしなければならないことは認識していたが、本件各年において、その所得が確定申告をしなければならない程度に達していることについて明確な

認識はなく、自らが確定申告をしなければならない場合に該当していることの認識はなかった。なお、控訴人が「本件各年分の所得税等及び本件各年課税期間分の消費税等につき納税申告書を提出しなかったのは、納税を免れることで1億円以上の資産を有する知人に引けを取らない程度まで蓄財するためであった」旨記載されている質問応答記録書（乙7、8）は、控訴人が、初めての税務調査に当たり、困惑し、恐怖を抱き、できるだけ穏便に済ませるようと迎合していた状況で、かつ、静岡税務署の財務事務官から暴行・脅迫を受けた状態でした供述であるから、その内容は真実ではない。」

- (8) 原判決9頁14行目末尾に「また、控訴人は、確定申告をするために、帳簿や領収書が必要・有益であることを知らなかつたから、帳簿を作成せず、領収書の管理がずさんであるからといって、税務当局に対し真実の所得状況を申告する意思がなかつたとはいえない。
- 他方で、控訴人は、所得を隠すなど納税を免れるための行為をしていない。」を加える。

- (9) 原判決9頁15行目の「当初から法定申告期限」を「本件各年分の所得税等及び本件各年課税期間分の消費税等について、当初から各法定申告期限」に改める。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の請求は、いずれも理由がないと判断する。その理由は、当審における控訴人の主張をも踏まえ、次のとおり原判決を補正するほかは、原判決「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決13頁5行目から6行目にかけての「につき」から同頁8行目の「基づくもの」までを「の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき各法定申告期限までに納税申告書を提出しなかつた」に改める。

- (2) 原判決13頁20行目の「無申告がされた」を「無申告であった」に改める。
- (3) 原判決14頁8行目の「8」の次に「, 18」を、同頁21行目の「原告が、」の次に「そのような認識を有しているにもかかわらず、」をそれぞれ加える。
- (4) 原判決16頁21行目の「ある年に税務署を訪問せず」を「ある年に繁忙のため税務署を訪問せず申告手続を怠ったものの」に改める。
- (5) 原判決17頁10行目から11行目にかけての「と何ら矛盾するものではない」を「を覆すに足りるものではなく、また、控訴人は、本件調査までに税務調査を受けたことがなく、税務調査を受けることはないと安易に考えていてこともうかがわれ、そうであるとすれば、控訴人が主張するように所得を隠すなどの納税を免れるための行為をしていないからといって、これによって同認定を覆すに足りる事情があるとみることもできない」に改め、同頁17行目の「上記供述は」の次に「, 税金を払わず少しでも多くの資金を貯めたかったため確定申告をしなかったとか、帳面を作成していない理由につき申告をするつもりがなかったからなどと控訴人が述べていない」を加える。
- (6) 原判決18頁21行目の「ものであり」の次に「, 控訴人が羽交い締めをされたとする場所が3階の部屋の中であることからすると、控訴人が主張するような控訴人が箱を持って屋外に出て行くことや箱の中身を廃棄することが危惧される状況にあったとはいえず」を、同頁末行の「面談」の次に「並びに同月26日に行われた本件事務官らとの面談」をそれぞれ加える。
- (7) 原判決19頁初行の「乙」の前に「甲5,」を加え、同頁4行目の「統括官」を「統括国税調査官（以下「統括官」という。）」に改める。
- (8) 原判決20頁17行目の「特段の行動」とは」の次に「, 「適正な徴税の実現を妨げる手段としてなされたものと客観的に評価することができるもの」, すわなち」を、同頁21行目から22行目にかけての「その内容自体

が」の次に「住民税や国民健康保険料の算定のための資料であって」をそれぞれ加え、同頁末行から同21頁3行目の「解される」までを削る。

- (9) 原判決21頁4行目から5行目にかけての「が、原告が主張するところの」を「は、納税者において当初から法定申告期限までに申告しないとの意図が外部からうかがい得るものであれば足り、原告が主張するところの「適正な徴税の実現を妨げる手段としてなされたものと客観的に評価することができるもの」ないし」に改める。
- (10) 原判決21頁16行目の「行為は」の次に「、少なくとも本件回答書については」を加え、同頁18行目の「いうべきである」を「いうべきであり、また、本件各国保料申告書が本件回答書の提出後の翌年から継続して提出されていることに照らせば、これらの行為により、所得を偽って住民税や国民健康保険料の納付を免れようとする者が所得税等や消費税等につき納税する意図を有するとは通常は想定されない」に改める。
- (11) 原判決21頁23行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「エ 控訴人は、「申告所得税及び復興特別所得税の重加算税の取扱いについて（事務運営指針）」（甲8。以下「本件指針」という。）には、通則法68条2項所定の隠蔽又は仮装に該当する場合として、本件回答書及び本件各国保料申告書に虚偽の事実を記載して提出した場合が掲示されておらず、本件回答書及び本件各国保料申告書に虚偽の事実を記載して提出した行為は、本件指針に列挙されている場合に比べ、適正な徴税の実現に対する侵襲の程度が低い旨主張する。しかし、本件指針に列挙されている事由はあくまで例示にすぎず（甲8），これに列挙されていない事由が直ちに列挙されている事由に比べて適正な徴税の実現に対する侵襲の程度が低いということができない上、その侵襲の程度によって直ちに納税者において当初から法定申告期限までに申告しないとの意図が外部からうかがい得るか否かが左右されるということもできないから、

本件回答書及び本件各国保料申告書に虚偽の事実を記載して提出した行為が、本件指針に列挙されている場合に該当しないからといって、前記「その意図を外部からうかがい得る特段の行動」に該当しないということはできない。」

2 以上によれば、本件各処分のうち、重加算税の各賦課決定処分は、通則法68条2項所定の賦課要件を充足しており、また、原判決別紙処分目録1、7記載の各処分は、通則法70条1項所定の期間制限である5年を経過した日の後にされたものであるものの、同条4項に規定する「偽りその他の不正の行為」により所得税及び消費税等の全部又は一部の税額を免れたものであるので、同項の適用があるところ、同項所定の期間制限である7年を経過する日までのものに係るものであるから、いずれも適法である。

第4 結論

以上のとおり、控訴人の請求はいずれも理由がないから、これを棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第23民事部

裁判長裁判官

小野瀬 厚



裁判官

河合 芳光



裁判官廣澤 諭は、転補につき、署名押印することができない。

裁判長裁判官

小野瀬 厚



これは正本である。

令和3年4月28日

東京高等裁判所第23民事部

裁判所書記官 海野 喜克良

